

の補助機関たる職員（専門委員を除く。）、学識経験を有する者の中から選任された監査委員、議会の書記長及び書記、選挙管理委員会の書記並びに監査委員の事務を補助する書記に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

給料及び旅費の額並びにその支給方法は、條例でこれを定めなければならない。

第二百五條 前條第一項の職員は、法律の定めるところにより、退隠料、退職給與金、元亡給與金又は遺族扶助料を受けることができる。

第二百六條 前三條の規定による給與に関し、異議のある関係人は、これを普通地方公共団体の長に申し立てることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、地方公共団体の長は、議会に諮つてこれを決定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。



い。

第二百七條 普通地方公共団体は、條例の定めるところにより、第百條第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人並びに第百九條第五項及び第百四十六條第一項の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

## 第九章 財産

### 第一節 財産及び営造物

第二百八條 普通地方公共団体は、収益のためにする財産を基本財産として維持することができる。

普通地方公共団体は、特定の目的のため特別の基本財産を設け又は金穀等を積み立てることができる。

第二百九條 旧來の慣行により市町村の住民中特に財産又は営造物を使用する権利を有する



者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

前項の財産又は営造物をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

第二百十條 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により営造物を設けることができる。

前項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二百十一條 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、他の普通地方公共団体の財産又は営造物を自己の住民の使用に供させることができる。

前項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二百十二條 普通地方公共団体の財産又は営造物は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便



益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、その利用に供してはならない。

第二百十三條 普通地方公共団体は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、財産の取得、管理及び処分並びに営造物の設置及び管理に関する事項は、條例でこれを定めなければならない。

第二百十四條 普通地方公共団体は、財産又は営造物の使用に関し、條例で二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第二百十五條 財産又は営造物を使用する権利に関し異議がある者は、これを普通地方公共団体の長に申し立てることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に諮つて決定しなければならない。



議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならぬ。

い。

## 第二節 収入

第二百十六條 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第二百十七條 普通地方公共団体は、分担金を徴収することができる。

分担金は、政令の定めるところにより、数人若しくは普通地方公共団体の一部を利する財産若しくは营造物又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、特に利益を受ける者からこれを徴収する。

第二百十八條 普通地方公共団体は、夫役現品を賦課徴収することができる。但し、都道府縣にあつては、当該都道府縣内の一部の市町村その他公共団体に対してもこれを賦課徴収す



ることができる。

夫役又は現品は、これを金額に算出して賦課しなければならない。但し、市町村においては、直接市町村税を準率とし、直接町村税を賦課しない町村においては直接国税を準率としなければならない。

学藝、美術及び手工に関する労務については、夫役を賦課することができない。

夫役を賦課された者は、本人自らこれに当り、又は適当な代人を出すことができる。

夫役又は現品は、金銭を以てこれに代えることができる。

第二項及び前項の規定は、急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課する夫役又は現品については、これを適用しない。

第二百十九條 数人若しくは普通地方公共団体の一部を利する財産若しくは营造物又は数人若しくは普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関しては、普通地方公共団体は、



夫役現品につき不均一の賦課をし、又は数人若しくは普通地方公共団体の一部に対してその賦課をすることができる。

第二百二十條 普通地方公共団体は、財産及び營造物の使用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十一條 市町村は、第二百九條の規定による財産又は營造物の使用に関し、使用料若しくは一時の加入金を徴収し又はこれを併せて徴収することができる。

第二百二十二條 普通地方公共団体は、特定の個人のためにする事務につき、手数料を徴収することができる。

第二百二十三條 分担金、使用料及び手数料に関する事項については、條例でこれを規定しなければならぬ。

詐偽その他不正の行爲に因り、分担金、使用料又は手数料の徴収を免れた者については、



條例でその徴收を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

前項に定めるものを除く外、分担金、使用料及び手数料の徴收に関しては、條例で二千元以下の過料を科する規定を設けることができる。

過料の処分を受けた者は、その処分に不服があるときは、訴願を提起することができる。

第二百二十四條 分担金、夫役現品、使用料、加入金及び手数料の賦課又は徴收を受けた者が、その賦課又は徴收につき違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から、三

十日以内に、普通地方公共団体の長に異議の申立をすることができる。

第二百九條の規定による財産又は営造物を使用する権利に関し異議がある者は、これを市町村長に申し立てることができる。

前二項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に



諦つて決定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつた日から、二十日以内に意見を述べなければならない

5。

第三項の規定による異議の決定を受けた後でなければ、第一項及び第二項に規定する事

項については、裁判所に出訴することができない。

第二百二十五條 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の収入を定期内に納めない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

夫役現品の賦課を受けた者が定期内にその履行をせず又は夫役現品に代える金銭を納めないときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。急迫の場合に賦課した夫役又は現品については、更にこれを金額に算出し、期限を指定してそ



の納付を命じなければならない。

前二項の場合においては、條例の定めるところにより、手数料を徴收することができる。

滞納者が、第一項又は第二項の規定による督促又は命令を受け、その指定の期限内にこれを完納しないときは、國稅滞納処分の例により、これを処分しなければならない。

第一項乃至第三項の規定による徴收金は、都道府縣にあつては國の徴收金に次いで先取特権を有し、市町村にあつては國及び都道府縣の徴收金に次いで先取特権を有し、その追徴、還付及び時効については、國稅の例による。

都道府縣知事の委任を受けた吏員がした前三項の規定による処分に異議がある者は、これを都道府縣知事に申し立てることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、都道府縣知事は、これを議会に諮つて決定しなければならない。



議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない

い。

第四項の規定による処分中差押物件の公賣は、その処分が確定するまで執行を停止する。

第四項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これをすることができる。

第二百二十六條 普通地方公共団体は、その負債を償還するため、普通地方公共団体の永久の利益となるべき支出をするため、又は天災等のため必要がある場合に限り、議会の議決を経て、地方債を起すことができる。

地方債を起すにつき、議会の議決を経るときは、併せて起債の方法、利息の定率及び償還の方法について議決を経なければならない。

第二百二十七條 普通地方公共団体の長は、予算内の支出をするため、議会の議決を経て、一



時の借入をすることができる。

前項の規定による借入金は、その会計年度内の収入を以て償還しなければならない。

### 第三節 支出

第二百二十八條 普通地方公共団体は、その必要な経費及び従来法令により又は将来法律若しくは政令により普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁する義務を負う。

第二百二十九條 普通地方公共団体の長若しくはその補助機関たる職員又は選挙管理委員会が、國、他の地方公共団体その他公共団体の事務を執行するため要する経費は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体がこれを支出する義務を負う。

普通地方公共団体の長若しくはその補助機関たる職員又は選挙管理委員会をして國の事務を処理し、管理し、又は執行させる場合においては、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。



第二百三十條 普通地方公共団体は、宗教上の組織若しくは団体の便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、公金を支出してはならない。

第二百三十一條 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

第二百三十二條 普通地方公共団体の議会において予算を議決したときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその写を出納長又は収入役に交付しなければならない。

出納長又は収入役は、普通地方公共団体の長の命令がなければ、支出をすることができない。命令を受けても支出の予算がなく、且つ、予備費支出、費目流用その他財務に関する規定により支出することができないときも、また、同様とする。

第二百三十三條 普通地方公共団体の支拂金の時効については、政府の支拂金の時効による。



## 第四節 予算

第二百三十四條 普通地方公共団体の長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。

普通地方公共団体の会計年度は、政府の会計年度による。

予算を議会に提出するときは、普通地方公共団体の長は、併せて財産表その他必要な書類を提出しなければならない。

第二百三十五條 普通地方公共団体の長は、議会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

第二百三十六條 普通地方公共団体の経費を以て支弁する事件で数年を期してその経費を支出すべきものは、議会の議決を経て、その年期間各年度の支出額を定め、継続費とすることができらる。



第二百三十七條 普通地方公共団体は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けなければならない。

特別会計には、予備費を設けないことができる。

予備費は、議会の否決した費途に充てることできない。

第二百三十八條 予算は、普通地方公共団体の議会の議決を経た後、直ちに都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

第二百三十九條 普通地方公共団体は、議会の議決を経て特別会計を設けることができる。

#### 第五節 出納及び決算

第二百四十條 普通地方公共団体の出納は、毎月例日を定めてこれを検査し、且つ、毎会計年度少くとも二回臨時検査をしなければならない。



検査は、監査委員がこれを行う。臨時検査には、普通地方公共団体の議会の議員において互選した二人以上の議員の立会を必要とする。

監査委員は、検査の結果を普通地方公共団体の議会及び長に報告しなければならない。

監査委員を置かない市町村においては、第二項の検査及び前項の報告は、市町村長がこれを行う。

第二百四十一條 普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日を以て閉鎖する。

第二百四十二條 決算は、証書類と併せて出納長又は収入役からこれを普通地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、収入役は、出納閉鎖後一箇月以内にこれをしてしなければならない。

普通地方公共団体の長は、決算及び証書数を監査委員の審査に付し、その意見を附けて、都道府縣にあつては翌年度の通常予算を議する会議、市町村にあつては次の通常予算を



議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

監査委員を置かない市町村においては、第二項に規定する監査委員の職務は、市町村長が自らこれを行う。

#### 第六節 雑則

第二百四十三條 普通地方公共団体は、法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、財産の賣却及び貸與、工事の請負並びに物件、労力その他の供給は、競争入札に付さなければならない。但し、臨時急施を要するとき、入札の價格が入札に要する経費に比較して得失相償われないとき、又は議会の同意を得たときは、この限りでない。

第二百四十四條 普通地方公共団体の長は、議会の指定した事業につきその経営状況を明ら



かにするため、定期に貸借対照表その他必要な書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を附けて次の議会に提出しなければならない。

前項の規定中監査委員の審査に関する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

第二百四十五條 予算及び決算の調製の様式、予算費目の流用その他財務に関し必要な規定は、命令でこれを定める。

#### 第十章 監督

第二百四十六條 都道府縣に関する事項は内務大臣、市町村に関する事項は第一次において都道府縣知事、第二次において内務大臣の所轄とする。

第二百四十七條 所轄行政廳は、必要があるときは、普通地方公共団体につき事務の報告をさせ、書類帳簿を徴し又は実地について事務を視察し若しくは出納を檢閲することができる。



所轄行政廳は、必要があるときは、普通地方公共団体の事務に関する基準を定め、普通地方公共団体に対してこれを通知し又はその採用を勧告することができる。

第二百四十八條 普通地方公共団体において、法律若しくは政令により負担し、又は法律の規定に基づき当該行政廳の職権により命ずる経費を予算に計上しないときは、所轄行政廳は、理由を示してその経費を予算に加えることができる。

普通地方公共団体の長及びその補助機関たる職員、選挙管理委員会又は監査委員が法律又は政令により執行すべき事件を執行しないときは、所轄行政廳又はその委任を受けた者は、当該普通地方公共団体の負担において、これを執行することができる。

第二百四十九條 市町村長、助役、収入役又は副収入役に故障があるとき、又は普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しないときは、所轄行政廳は、臨時代理者又は臨時選挙管理委員を選任し、その職務を行わせることができる。



臨時代理者又は臨時選挙管理委員に対する給與は、所轄行政廳が当該普通地方公共團體の議会の同意を得てこれを定める。

第二百五十條 普通地方公共團體は、第二百二十七條の借入金を除く外、地方債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとするときは、政令の定めるところにより、所轄行政廳の許可を受けなければならない。

前項の規定による内務大臣の許可については、内務大臣は、政令の定めるところにより、大藏大臣に協議するものとする。

第二百五十一條 普通地方公共團體は、條例を設け又は改廃するときは、政令の定めるところにより、所轄行政廳の許可を受け又はこれに対し報告しなければならない。

第二百五十二條 所轄行政廳は、許可を要する事件については、許可の申請の趣旨に反しないと認める範囲内において、更正してこれを許可することができる。



所轄行政廳の許可を要する事件については、政令の定めるところにより、その許可の職権を下級所轄行政廳に委任し、又は軽易な事件に限り報告を以て許可に代え若しくは許可を受けしめないことができる。

#### 第十一章 補則

第二百五十三條 都道府縣知事の権限に属する市町村に関する事件で数都道府縣にわたるものがあるときは、内務大臣は、関係都道府縣知事の申請により、その事件を管理すべき都道府縣知事を指定しなければならない。

第二百五十四條 この法律における人口は、政令の定めるところによる。

第二百五十五條 第二百十八條第二項の直接市町村税及び直接國税の種類は、政令でこれを定める。

第二百五十六條 この法律に規定するものを除く外、第六條第一項及び第二項並びに第七條



第一項乃至第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十七條

この法律に特別の定があるものを除く外、

分、決定又は裁決があつた日から二十一日以内にこれをしなければならぬ。  
決定書又は裁決書の交付を受けない者に関しては、前項の期間は、告示の日からこれを起算する。

この法律に特別の定があるものを除く外、異議の決定は、その申立を受けた日から三十日以内にこれをしなければならぬ。

異議の決定をすべき期間内に異議の決定がないときは、その申立を斥り得る旨の決定があつたものとみなすことができる。

異議の申立に関する期間の計算については、訴願の提起に関する期間の計算の例による。異議の申立は、期限が経過した後においても容認すべき事由があると認めるときは、な



り、特別市の市長がこれを任免する。

前項の吏員は、特別市の吏員とし、その定数は、條例でこれを定める。

第一項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。

区長は、その権限に属する事務の一部を第一項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。

第二百七十六條 行政区に選挙管理委員会を置く。

前項の選挙管理委員会に関しては、第二編第七章第二節中市の選挙管理委員会に関する規定を準用する。

第二百七十七條 第十三條、第十八條、第八十六條第一項、第八十八條第一項、第九十一條、第九十四條、第一百四十五條、第一百五十二條、第一百六十條、第一百六十二條乃至第一百六十七條、第六十八條第五項及び第六項、第六十九條乃至第一百七十一條、第二百九條、第二百十八條、第



第二百一十一條、第二百一十四條、第二百三十二條、第二百四十二條第一項、第二百五十五條及び第二百六十條中市に関する規定は、これを特別市に適用する。

第二百七十八條 この法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、第二編中北海道府縣に関する規定は、特別市にこれを適用する。

第二百七十九條 特別市の選挙について前條の規定により第二編第四章中都道府縣の選挙に関する規定を適用する場合には、市に関する規定は、行政区にこれを適用する。

第二編第四章中選挙人名簿に関する規定についても、また、前項と同様とする。

第二百八十條 この法律に規定するものを除く外、特別市に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

#### 第二節 特別区

第二百八十一條 都の区は、これを特別区という。



ときは、衆議院議長は、内閣総理大臣を経由し、当該法律を添えてその旨を内務大臣に通知しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、内務大臣は、その日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。

前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に関係書類を添えてその結果を内務大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。



前項の規定による報告があつたときは、内務大臣は、直ちに關係書類を添えて内閣総理大臣にその旨を報告しなければならない。

前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を奏上するとともにこれを衆議院議長に通知しなければならない。

第二百六十二條 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、前條第三項の規定による投票にこれを準用する。

前條第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百六十三條 第二十二條第二項中郡とあるのは、都においては支廳長の所管区域を合み、道においては支廳長の所管区域とし、同項中市とあるのは、第百五十五條第二項の市におい



前項の市町村及び特別区の組合に関しては、この法律にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

第二百八十五條 前條第一項乃至第四項の規定による地方公共団体の組合は、法人とする。

第二百八十六條 地方公共団体の組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

全部事務組合は、前項の規定にかかわらず、その組合を組織する町村の数を減少し又は組合の規約を変更しようとするときは組合の議会の議決により、その組合を組織する町村の数を増加しようとするときは組合とあらたに加入しようとする町村との協議により、都道府県知事の許可を受けなければならない。



第二百八十七條 一部事務組合の規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 組合の名称
- 二 組合を組織する地方公共団体
- 三 組合の共同処理する事務
- 四 組合の事務所の位置
- 五 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 組合の執行機関の組織及び選任の方法
- 七 組合の経費の支弁の方法

全部事務組合の規約には前項第一号乃至第四号、役場事務組合の規約には同項第一号乃至第五号及び第七号につき規定を設けなければならない。



第二百六十六條 特別市と市町村若しくは特別区との境界に関する裁定又は決定は、第九條の例により、内務大臣がこれを行う。

第二百六十七條 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

第二百六十八條 特別市に市長及び助役を置く。

助役の定数は、條例でこれを定める。

特別市の市長は、当該特別市の事務及び部内の行政事務並びに法律又は政令によりその権限に属する他の地方公共団体その他公共団体の事務及び政令で特別の定をするものを除く外、従来法令により都道府県知事及び市長の権限に属する他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及び執行する。

第二百六十九條 特別市に収入役一人及び副収入役若干人を置く。

副収入役の定数は、條例でこれを定める。



## 第二百七十條

特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、條例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。

特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、條例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。

行政区の事務所又は支所の位置、名称及び所管区域は、條例でこれを定めなければならない。

## 第二百七十一條

行政区に区長及び区助役一人を置く。

区長及び区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又は政令によりその権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務を掌理する。



区助役は、区長の事務を補佐し、区長に故障があるときその職務を代理する。

第二百七十二條 行政区に区収入役及び区副収入役各一を置く。

区収入役及び区副収入役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

特別市長、助役、収入役、副収入役若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦

又は兄弟姉妹の関係にある者は、区収入役又は区副収入役となることができない。

区収入役又は正副収入役は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。

第三項の規定は、区収入役及び区副収入役相互の間において区収入役又は区副収入役に、

前項の規定は、区収入役及び区副収入役相互の間において区収入役又は区副収入役に、

第二百七十三條 区収入役は、特別市の収入役の命を受け、特別市の出納その他の会計事務並

びに特別市の市長及び区長その他特別市の吏員並びに特別市及び行政区の選挙管理委員会

の権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の会計事



務を掌る。

特別市の市長は、収入役の事務の一部を区収入役に委任させることができる。但し、特別市の出納その他の会計事務については、予め議会の同意を得なければならない。

区長は、特別市の市長の許可を得て、区収入役の事務の一部を区副収入役に委任させることができる。

前二項に定めるものを除く外、区収入役及び区副収入役の権限に関しては、市の収入役及び副収入役に関する規定を準用する。

第二百七十四條 行政区に区出納員を置くことができる。

区出納員は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。

第二百七十五條 前四條に定める者を除く外、行政区に必要な吏員を置き、区長の申請によ



か、これを廃止することができる。

異議の決定は、文書を以てこれをし、その理由を附け、これを本人に交付しなければならない。

異議の申立があつても処分は、これを停止しない。但し、行政廳は、職権により又は関係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。

第二百五十八條 島に対する行政の特例に関し必要な事項は、政令でこれを定めることができる。

第二百五十九條 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、関係都道府縣の議会の意見を徴して内務大臣がこれを定める。

郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境



界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき区域は、都道府県知事が内務大臣の許可を得てこれを定める。

前三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百六十條 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が議会の議決を経、都道府県知事の許可を得てこれを定める。

前項の規定により許可をしたときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示するとともに、内務大臣に報告しなければならない。

第二百六十一條 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会において議決された



特別区は、その公共事務及び法律若しくは政令又は都の條例により特別区に属する事務並びに従來法令又は都の條例により都の区に属する事務を処理する。

第二百八十二條 都は、條例で特別区について必要な規定を設けることができる。

第二百八十三條 政令で特別の定をするものを除く外、第二編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。

### 第三節 地方公共団体の組合

第二百八十四條 普通地方公共団体並びに特別市及び特別区は、第三項の場合を除く外、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府縣知事の許可を得て、地方公共団体の組合を設けることができる。（これを一部事務組合という）この場合において、組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行



機関は、組合の成立と同時に消滅する。

町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、協議により規約を定め、前項の例により、町村の組合を設けることができる。これを全高事務組合という。この場合においては、組合内の各町村の議会及び執行機関は、組合の成立と同時に消滅する。

町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、第一項の例により、町村の組合を設けることができる。(これを役場事務組合という。)この場合において、組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、組合の成立と同時に消滅する。

公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項の規定による市町村及び特別区の組合を設けることができる。



は、区とする。

都の選挙については、第四章中の市に関する規定は、特別区にこれを適用する。

都道府県の選挙については、第四章中の町村に関する規定は、全部事務組合又は役場事務組合にこれを適用する。

### 第三編 特別地方公共団体及び地方公共団体に関する特例

#### 第一章 特別地方公共団体

##### 第一節 特別市

第二百六十四條 特別市は、その公共事務及び法律又は政令により特別市に属する事務並びに政令で特別の定をするものを除く外従来法令により都道府県及び市に属する事務を処理する。

第二百六十五條 特別市は、都道府県の区域外とする。



特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

特別市の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。但し、特別市の区域に市町村若しくは特別区の区域又は所属未定地を編入する場合には、関係地方公共団体の議会の議決を経て内務大臣がこれを定める。

第二項の規定により特別市の指定があつたとき又は前項但書の規定により境界の変更があつたときは、都道府縣の境界は、自ら変更する。

前三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。その協議が調わないときは、関係地方公共団体の議会の意見を聴き、内務大臣がこれを定める。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

309



第二百八十八條 一部事務組合又は役場事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四條第一項の例により、内務大臣又は都道府縣知事の許可を受けなければならない。

全部事務組合を解散しようとするときは、組合の議会の議決により、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

第二百八十九條 第二百八十六條又は前條の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により若しくは関係地方公共団体と組合との協議により又は組合の議会の議決によりこれを定める。その協議が調わないときは、関係地方公共団体又は組合の議会の意見を聴き、都道府縣及び特別市の加入する組合にあつては内務大臣、その他の組合にあつては都道府縣知事がこれを定める。

第二百九十條 第二百八十四條第一項乃至第三項、第二百八十六條、第二百八十八條第一項及



一六〇  
び前條の協議については、関係地方公共団体にあつてはその議会、組合にあつては組合の議会の議決を経なければならぬ。

第二百九十一條 地方公共団体の組合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に組合の管理者に異議の申立をすることが出来る。

前項の異議の申立があつたときは、組合の管理者は、組合会に諮つてこれを決定しなければならぬ。

組合会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならぬ。

第二百九十二條 地方公共団体の組合については、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては都道府縣に関する規定、市及び特別区



の加入するもので都道府県及び特別市の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

第二百九十三條 第二百五十三條の規定は、第二百八十四條第一項乃至第四項、第二百八十六條、第二百八十八條及び第二百八十九條の規定による処分をこれに準用する。

#### 第四節 財産区

第二百九十四條 法律又は政令に特別の定があるものを除く外、市町村並びに特別市及び特別区の一部で財産を有し又は営造物を設けているもの（これを財産区という。）があるときは、その財産又は営造物の管理及び処分については、この法律中地方公共団体の財産又は営造物の管理及び処分に関する規定による。

前項の財産又は営造物に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分離



しなければならない。

第二百九十五條 財産区の財産又は營造物に関し必要があるときは、市町村及び特別区の財産区にあつては都道府縣知事、特別市の財産区にあつては特別市の市長は、議会の議決を経て市町村特別区又は特別市の條例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町村若しくは特別区又は特別市の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

第二百九十六條 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前條の條例中にこれを規定しなければならない。財産区の総会の組織に関する事項についても、また、同様とする。

前項に規定するものの外、財産区の議会の議員の選挙については、第二編中町村の議会の議員の選挙に関する規定を準用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別市若しくは



特別区の議会がこれを決定する。

財産区の議会又は総会に関しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。

第二百九十七條 この法律に規定するものを除く外、財産区の事務に関しては、政令でこれを定める。

## 第二章 地方公共団体の協議会

第二百九十八條 地方公共団体は、地方公共団体の事務又は地方公共団体の長の権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務の連絡調整を図るため、その協議により、規約を定め、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府縣知事の許可を得て、地方公共団体の協議会を設けることができる。

公益上必要がある場合においては、内務大臣又は都道府縣知事は、政令の定めるところにより、地方公共団体の協議会を設けることができる。



第三百九十九条 地方公共団体の協議会は、地方公共団体の事務又は地方公共団体の長の権限に属する事務の連絡調整を図る外、法律又は政令によりその権限に属する國、地方公共団体その他公共団体の事務を処理する。

第三百條 地方公共団体の協議会に会長及び副会長一人を置き、関係地方公共団体の長の中からこれを互選する。

会長は、協議会に関する事務を総理し、協議会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に故障があるときその職務を代理する。

第三百一條 地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係官廳の長の参加を求めることができる。この場合において、関係官廳の長は、会議に出席し、議事に關係のある事項につき説明をしなければならない。

関係官廳の長は、必要があると認めるときは、地方公共団体の会議に出席し、発言すること



とができる。

第三百二條 地方公共団体の協議会は、事務局を置くことができる。

事務局には局長及び書記を置き、会長がこれを選任する。

事務局長は、会長の命を受け、協議会に関する事務を整理する。

書記は、事務局長の命を受け、協議会に関する事務に従事する。

第三百三條 地方公共団体の協議会に要する経費は、関係地方公共団体がこれを負担しなければならぬ。

第三百四條 地方公共団体の協議会を廃止し、これに加入する地方公共団体の数を増減し又は協議会の規約を変更しようとするときは、第二百九十八條第一項の例により、内務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

附則



第一條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。但し、警察部、警察署及び警

察吏員に関する規定の施行の期日は、政令でこれを定める。

第二條 東京都制、道府縣制、市制及び町村制は、これを廃止する。但し、東京都制第百八十九條乃至第百九十一條及び第百九十八條の規定は、なお、その効力を有する。

第三條 この法律施行の際現に東京都長官、北海道廳長官、府縣知事、市町村長及び市町村長に準ずる者若しくは東京都議會議員、道府縣會議員、市町村會議員及び市町村會議員に準ずる者又は都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものの他の職に在る者は、この法律又は他の法律で別に定める者を除く外、この法律により選挙又は選任された都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものの長若しくは議会の議員又は都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものの他の相当する職に在る者とみなし、任期があるものについては、その任期は、従前の規定による選挙又は就任の日からこれを起算する。



都又は特別区の議会の議員の定数は、第九十條第一項又は第九十一條第一項の規定にかかわらず、次の総選挙までの間は、なお、従前の規定による。

第四條 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府縣に関する職制に關しては、当分の間、なお、従前の都廳府縣(警視廳を除く。以下これに同じ)に關する官制の規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第五條 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府縣の吏員に關しては、別に法律が定められるまで従前の都廳府縣の官吏又は待遇官吏に關する各相当規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府縣の吏員は、政令の定めるところにより、分限委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。

前項の分限委員会の名称、組織、権限等は、政令でこれを定める。



第六條 この法律施行の際現に都廳府縣の地方事務官、地方技官又は待遇官吏たる者は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除く外、当該都道府縣の第百七十二條の事務吏員又は技術吏員に任用され、引き続き現に在る職に相当する職に補されたものとする。

第七條 道府縣における警察については、この法律中警察部、警察署及び警察吏員に関する規定の施行までの間は、なお、従前の例による。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第九十九條第一項、第二百二十二條第二項及び第二百三十二條第二項の規定の適用については、当分の間、警視總監も、また、これを普通地方公共団体の長とみなす。

第八條 政令で定める事務に従事する都道府縣の職員は、第百七十二條、第百七十三條及び第百七十五條の規定にかかわらず、当分の間、なお、これを官吏とする。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。



第九條 この法律に定めるものを除く外、地方公共団体の長の補助機関たる職員、選挙管理委員及び選挙管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に関しては、別に法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。

第十條 都道府県及び特別市は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に関する事務及びその家族等に対する俸給その他の給与に関する事務を処理しなければならない。

前項の事務の処理に関しては、政令で特例を設けることができる。

第一項の事務を掌らせたため、都道府県知事及び特別市の市長は、世話部を置くものとする。

都道府県知事及び特別市の市長は、必要があるときは、條例で世話部出張所を置くことができる。



世話部出張所の位置、名称及び所管区域は、條例でこれを定めなければならない。

世話部及び世話部出張所の長は、都道府縣又は特別市の事務吏員を以てこれに充てる。

第一項の事務を処理するために要する経費は、國庫の負担とする。

第十一條 従前の東京都制、道府縣制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手續その他の行爲は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手續その他の行爲とみなす。

第十二條 この法律施行前東京都制、道府縣制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する勅令により行つた選挙に関し、これらの法律において準用する衆議院議員の選挙に関する罰則を適用すべきであつた行爲については、なお、従前の例による。

第十三條 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道廳長官又は都道府縣若しくは東京都の区の官吏に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各、都道府縣知事若しく



は特別市長、都知事、道知事又は都道府縣若しくは特別区の相当する吏員に関する規定とみなす。

第十四條 他の法令中都道府縣参事会若しくは都道府縣参事会員又は市参事会若しくは市参事会員に関する規定は、この法律による都道府縣、特別市若しくは市の議会又はこれらの議会の議員に関する規定とみなす。

第十五條 他の法令中に東京都制、道府縣制、府縣制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各、この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとする。

第十六條 他の法令中都道府縣及び市に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、特別市にも、また、これを適用する。



他の法令中の従前の市制第六條の市又は市制第八十二條第一項若しくは市制第八十二條

第三項の市に関する規定は、特別市及び第百五十五條第二項の市に関する規定とみなす。

第十七條 他の法令中市に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、特別区にも、また、これを適用する。

第十八條 他の法令中従前郡長の管轄した区域に関する規定は、郡に関する規定とみなす。

但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第十九條 他の法令中町村制を施行しない地に関する規定は、第百五十八條の規定による特例の適用を受ける島に関する規定とみなす。

第二十條 他の法令中都議會議員選挙管理委員会、道府縣會議員選挙管理委員会、市町村會議員選挙管理委員会若しくは市町村會議員選挙管理委員会に準ずる選挙管理委員会に関する規定は、都道府縣又は市町村若しくは市町村に準ずるもの選挙管理委員会に関する規定



とみなす。

第二十一条 戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、これを停止する。

前項の者は、選挙人名簿にこれを登載することができない。

第二十二条 この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。



## 理由

日本國憲法の施行に伴い、地方自治の根柢に培うため、地方自治に関する基本的法制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。